

令和7年度坂戸市社会福祉法人指導監査実施計画

1 実施方針

社会福祉法人に対する指導監査については、関係法令及び国の関係通知等に基づき、適正な法人運営及び本市における円滑な社会福祉事業の経営が確保できるよう効率的で実効のある指導監査の実施に努める。なお、指導監査を行うに当たっては、「社会福祉法人指導監査実施要綱（平成29年4月27日付け3局長通知、最終改正令和4年3月14日）」、実施要項別紙「指導監査ガイドライン」及び「坂戸市社会福祉法人指導監査実施要領」に基づいて実施するものとする。

2 指導監査重点項目

昨年度の指導監査結果等を鑑み、特に確認すべき項目は次のとおりとする。

(1) 適正な法人運営の確保

- ア 理事会及び評議員会で決議が必要な事項について、決議が行われているか。また、法令で定めるところにより議事録が作成、保存されているか。
- イ 法令又は定款に定めるところにより、理事長及び業務執行理事が、職務の執行状況について実際に開催された理事会（決議の省略によらない理事会）において報告をしているか。
- ウ 「地域における公益的な取組」を実施しているか。

(2) 会計処理の適正化

- ア 経理規程に定めるところにより会計管理が行われているか。
- イ 会計帳簿が適正に整備され、保存されているか。
- ウ 支出または収入の勘定科目が適正であるか。

3 実施時期、指導監査の対象及び実施方法等

(1) 実施時期

令和7年10月から令和8年2月までの間に行う。

(2) 予定対象法人

坂戸市社会福祉法人指導監査実施要領第3条に規定する坂戸市が所轄庁となる3法人に対して実施するものとする。

ただし、実施の周期については、坂戸市社会福祉法人指導監査実施要領第6条に基づくものとする。

(3) 実施方法

- ア 指導監査の実施に当たっては、原則として、対象法人に対して、実施日の1か月前までに通知する。
- イ 事前監査資料の提出（監査日のおおむね2週間前まで）を求める。
- ウ 社会福祉法人の事務所で実地監査を行う。

※なお、一法人において、法人・施設それぞれの指導監査権限が埼玉県と坂戸市とに分かれるものは、県が実地監査を行う場合に、合同で実施することができる。

(4) 指導監査結果

- ア 指導監査の結果について通知を行い、1 か月以内に改善報告書の提出を求める。
- イ 指導監査結果は、市のホームページに指摘事項を掲載して公表する。